



雇用調整助成金 (休業等) 支給申請書

雇用調整助成金(休業・教育訓練)の支給を受けたいので、裏面記載の注意事項を了解し、次のとおり申請します。なお、この申請書の記載事項に係る確認を労働所(労働局)が行う場合には協力します。

令和 2 年 5 月 15 日

事業主 住所 〒 123 - 4567 東京都〇〇区 4-5-6  
又は 名称 〇〇興業株式会社  
代理人 氏名 代表取締役 安定太郎

事業主の印

申請者が代理人の場合、上欄に代理人の記名押印等をし、下欄に事業主の住所、名称及び氏名の記入(押印不要)をし、申請者が社会保険労務士法施行規則第18条第2項に規定する提出代行者又は同令第18条の3に規定する専任代理者の場合、上欄に事業主の記名押印等をして下欄に申請者の押印等をして下さい。

東京 労働局長 殿  
飯田橋 公共職業安定所経由)

事業主又は  
提出代行者・専任代理者  
社会保険労務士

住所 〒  
名称  
氏名

① 休業等実施事業所	(1) 名称 〇〇興業株式会社	(2) 所在地 〒.123 - 4567 東京都〇〇区 4-5-6	※大・中小
	事業所番号 1234-567890-1 労働保険番号 13101654321000	電話番号 03 - 1234 - 5678	
② 休業等の規模	(3) 専務担当者氏名 総務部長 厚生花子	(4) 事業の種類 合板(ベニヤ板)製造業 産業分類(中分類) 16木材・木製品製造業	
	(5) 賃金締切日 a毎月(末)日・bその他( )	(6) 対象労働者数(裏面記入要領2参照) 5 人	
③ 助成額の算定	(7) 月間休業等延日数 (様式新特第8号の(8)①②の日数計) 27 人・日	(2) 月間教育訓練延日数 (様式新特第8号の(8)③) 2 人・日	(3) 月間休業等延日数 [(1)+(2)] 29 人・日
	(4) 月間所定労働延日数 105 人・日	(5) 月間平均所定労働日数 [(4)÷①(6)] (小数点第2位以下切り捨て) 21 日	(6) 休業規模 [(3)÷(4)×100 (小数点第2位以下切り捨て) 27.6
④ 支払	(1) 助成対象となる月間休業等延日数 (様式新特第8号の(8)①②の日数計) 27 人・日	(2) 助成対象となる月間教育訓練延日数 (様式新特第8号の(8)③) 2 人・日	(3) 助成対象となる月間休業等延日数 [(1)+(2)] 29 人・日
	(4) 支給を受けようとする助成金額(休業) (様式新特第8号の(11)④の額) 239,274 円	(5) 支給を受けようとする助成金額(教育訓練) (様式新特第8号の(11)⑤の額) 25,650 円	(6) 合計額 [(4)+(5)] 264,924 円
④ 支払	国庫金振込(取引金融機関店名: ××銀行 金融機関コード 9999 口座名義(フリガナ) 〇〇興業(マルマルコウギョウ)	支店名 飯田橋支店 支店コード 999 口座の種類 普通 口座番号 197843	
◆判定基礎期間 令和2年4月1日～令和2年4月30日			
※労働局処理欄	[G] 労働保険料の滞納状況 (システムから確認)		[H] 過去の不正受給
			[I] 労働関係法令違反の有無
※安定所処理欄	●助成金支給番号		
	●支給決定年月日 年 月 日		
	労働局決裁欄	(局長)	(部長)
	旧上限額まで 246,370 円	旧上限額を超え 18,554 円	
	区分	[A] 判定基礎期間 助成対象休業等延日数	[B] 判定基礎期間 暦月末日対象労働者数
休業等助成金	人・日	[C] [A]÷[B]	
教育訓練分助成金	人・日	[D] 前判定基礎 期間後残日数	
[F] 支給判定金額	(休業) (教育訓練)	円	[E] 残日数
安定所決裁欄	(所長)	(部長・次長)	(課長・統括)
		(上席・係長)	(職業指導官)
			(担当)



# 雇用調整助成金 支給申請書

事業所管轄 労働局長 殿

令和  年  月  日

雇用調整助成金の支給を受けたいので、次のとおり申請します。  
 今回の申請書一式の記載内容について偽りのないことを誓約し、労働局・安定所が確認のため問い合わせた場合は協力します。

1 申請する 事業主	会社などの名称			
	代表者役職・氏名			
	住所 〒			(記名押印又は署名) ㊞
	※代理人又は社会保険労務士 (提出代行者・事務代理者) の方は、裏面に記入欄があります。			
	申請担当者 氏名		連絡の取れる電話番号	
2 休業した 事業所	店舗などの名称			
	住所 〒		電話番号	
	雇用保険適用事業所番号			
3 振込先 口座  ※初回の 申請及び変更 があった 場合のみ	金融機関名		金融機関コード (4桁)	
	支店名		支店コード (3桁)	
	口座名義			
	フリガナ			
	口座の種類		口座番号	

4 (経済上の理由に該当するかについて教えてください。) ※初回の申請のみ

③ 経済上の理由	新型コロナウイルス感染症の影響により、売上げ・生産量などが5%以上 (3月31日までに実施した休業について申請する方は10%以上) 減少しましたか。	( )
----------	--	-----

5 (「休業実績一覧表」から、以下のことを確認してください。)

④ 休業の規模	今回の支給申請する1か月間 (判定基礎期間) において、従業員2人あたり1日以上休業しましたか。	( )
⑤ 雇用の維持	令和2年1月24日～判定基礎期間の末日まで解雇等 (※1) していませんか。また、判定基礎期間の末日時点で雇用が維持されていますか (※2)。	( )

⑥ 助成額の 計算	支給申請する1か月間 (判定基礎期間)	令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 ~ 令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日	
	a. 休業手当額 × 助成率	$\text{休業手当の合計額} \times \text{助成率} = \text{a.}$ <p>「休業実績一覧表」の⑥欄 × 「雇用の維持」欄が「はい」の場合は100%、「いいえ」の場合は80%です</p>	
	b. 上限日額 × 休業延べ日数	$15,000 \text{ (上限日額)} \times \text{休業延べ日数} = \text{b.}$ <p>「休業実績一覧表」の⑦欄</p>	
	a か b のいずれか低い額を右の欄に記入 →		助成予定額 <input type="text"/> 円

以下は、労働局・ハローワークのための欄なので、記入不要です。

※労働局処理欄	●助成金支給番号					●支給決定年月日	年	月	日
	労働局決裁欄	(局長)	(部長)	(課長)	(補佐)	(係長)			
※安定所処理欄	区分	[A] 判定基礎期間 助成対象休業延日数	[B] 判定基礎期間 暦月末日対象労働者数	[C] [A]/[B]	旧上限額 まで	円			
	休業助成金	人・日	人	日	旧上限額 超え	円			
	[F] 支給決定金額	(休業)				円			
	安定所決裁欄	(所長)	(部長・次長)	(課長・統括)	(上席・係長)	(職業指導官)	(担当)		



生産量要件の比較については、原則、計画届の提出日の属する月の前月の実績と、前年同月との比較により行うものとする。

ただし、生産指標について前年同期と比較することが適当ではないと認められる場合(雇用保険適用事業所の設置日から1年に満たず、生産指標について前年同期と比較できない場合等も含む。)は、0301aイ(イ) a中「最近3か月間の月平均値が前年同期に比べ」の比較に用いる月(以下、「比較月」という。)について、以下のとおり読み替えることができるものとする。

①「最近1か月間(計画届の提出日の属する月の前月)の値が前々年同期1か月分(雇用保険適用事業所設置後であって労働者を雇用している場合に限る。)に比べ」に読み替えて支給対象事業主とすることができるものとする。

上記、①によっても比較月に売上がないなど、要件を満たさない場合のみ、以下の読み替えもできるものとする。

②「最近1か月間(計画届の提出日の属する月の前月)の値が事業の開始期または、立ち上げ期等によりその他の比較月(ただし、計画届の提出日の属する月の前々月から直近1年間の指標とする。)を用いることが適切だと認められる1か月(雇用保険適用事業所設置後であって労働者を雇用している場合に限る。)に比べ」に読み替えて支給対象事業主とすることができるものとする。

また、雇用保険適用事業所の設置後1年未満の事業等に係る平均賃金額の算定方法については、0402a口の規定によらず、0402aハ、ニのほかに比較月の月次の実績を確認できる書類を提出してもらい、年換算による算定を定めるものとする。

ただし、設置から1年未満の事業所の算定については、令和2年4月22日付け改正後、支給決定まで事業上から、特段の希望があった場合には、0402aロについて、設置後から令和元年12月までの月次の実績等から年換算による算定もできるものとする。

この場合の助成金等に係る事務手続きについては、0501ニ中「雇用調整実施事業所の事業活動の状況に関する申出書」(様式第1号(2)及び様式第2号(2))。以下「事業活動の状況に関する申出書」という。)及び0601aロ及び0602aイ中の「事業活動の状況に関する申出書」を「雇用調整実施事業所の事業活動の状況に関する申出書(新型コロナウイルス感染症関係(様式特第4号))」に、読み替えることとする。

#### ロ 雇用量要件の特例

イの対象事業主については、0301aイ(イ) bの規定は適用しないこととする。

#### ハ 事後提出の特例

計画届の提出日が令和2年6月30日までの間である場合は、0501の規定にかかわらず、事前に届出のあったものとみなすことができるものとし、令和2年1月24日以降に開始された休業等及び出向について適用する。

なお、0501の規定に関わらず、連続していない場合、三以上の判定基礎期間の申請の場合であっても、令和2年1月24日以降すでに実施している休業等及び出向についても初回の計画届等の届出に合わせて、提出できるものとする。

また、事後提出のあった計画届等の支給申請書の提出については、提出の時期によって01イの中「当該支給対象期間の末日の翌日から起算して2か月以内」を「計画届等の事後提出があった日から起算して2か月以内」に読み替えることができるものとする。

(令和2年6月12日)

#### ニ 支給限度日数の特例

対象期間の初日が令和2年1月24日から令和2年9月30日までにある新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主が実施した休業等の日数は、0403aの但し書きの規定は適用しないこととし、同じし書きに規定される基準助成金の対象期間の開始の日以降の日数に含めないこととする。

#### ホ 対象被保険者の特例

特例事業主については、0303aのイの規定は適用しないこととする。なお、対象労働者が被保険者であることの確認は被保険者台帳等で確認することとする。

#### ヘ クーリング期間の特例

特例事業主については、0302aのロの規定は適用しないこととする。

#### ト 短時間休業の特例

新型コロナウイルス感染症に伴う特例期間においては、労働者の雇用の安定を図るために必要なものとして労使協定により実施されるものであれば、①から③の例のように、部署・部門や、職種、所掌、担当、職制、勤務体制、シフトなどに基づく短時間休業も、一度に休業させる人数に関わらず、柔軟に助成対象として取り扱うこととする。ただし、無規定に行われるもの(この労働者の遅刻や早退を休業扱いとする場合など)については、本特例においても短時間休業とはならない。

① 部門ごとの短時間休業を可能とする

(例：客数の落ち込んだ店舗のみの短時間休業、製造ラインごとの短時間休業)

② 常時配置が必要な者やコアメンバーを除いて短時間休業を可能とする

(例：ホテルの施設管理者等を除いた短時間休業、パート労働者のみ短時間休業)

③ 同じ職制や、勤務シフトの労働者が同じ時間帯に行う短時間休業を可能とする

(例：8時間交代制を6時間交代制にして2時間分を短時間休業と扱う)

#### チ 休業規模要件の特例

0301bハ及び0804aに関して、「当該判定基礎期間における対象労働者に係る所定労働延日数に15分の1(中小企業事業主にあつては、20分の1)を乗じて得た日数以上」とあるのは、「当該判定基礎期間における対象労働者に係る所定労働延日数に30分の1(中小企業事業主にあつては、40分の1)を乗じて得た日数以上」とする。

なお、休業規模要件の確認対象となる対象労働者については、①助成金で定める対象労働者のみにより確認するものとするが、例外として②緊急雇用安定助成金で定める対象労働者のみ、③助成金で定める対象労働者と緊急雇用安定助成金で定める対象労働者を合算した対象労働者の①②③のいずれか一方で要件を満たしていればよいものとする。

#### リ 残業相殺の特例

特例事業主については、0402aハ及び0808aの規定は適用しないこととする。

直前の1年間と比較して所定労働日数が増加している場合の取り扱いについては

特例事業主については、0402aホの規定は適用しないこととする。

#### ル 簡素化の特例

(イ) 休業等を実施する前に労働組合等との協定を締結し、休業等実施計画届の提出時に当該協定書添付する必要があるところ、新型コロナウイルス感染症の影響によって労働組合等との協定を締結することが困難である事業主については、労働組合等と

(令和2年6月12日)

4

雇用調整助成金要領において、要件として、「1 判定基礎期間の末日において、特例事業主に雇用されている労働者の数が、令和2年7月27日から判定基礎期間の末日までの各月末の事業所労働者数の平均の4以上であること」を定義されており、かつ、雇用維持要件の確認方法として、「比較期間の各月末の事業所労働者数の平均について、雇用保険適用事業所台帳、雇用保険被保険者台帳によって確認すること」とされているところ。従前の取扱いを踏まえ、①の考え方で算定を行うこと。

雇用保険被保険者のみが在籍している事業所において、判定基礎期間が令和2年4月1日～4月30日で、4月30日付けの離職者がいるとき、雇用維持要件について、以下の①又は②のいずれにより算定するかご指示ください。

①【月末離職者を被保険者数から除く考え方】(＝事業所台帳異動照会(ヘッダー2)の数字)

令和2年1月末被保険者数: 3人  
令和2年2月末被保険者数: 3人  
令和2年3月末被保険者数: 3人  
令和2年4月末被保険者数: 2人(4/30離職者が月末人数から除かれる)  
平均:  $(3+3+3+2) \div 4 = 2.75$

雇用維持要件:  $2.75 \times 4/5 = 2.2$ 人  
⇒要件を満たさない。

②【月末離職者を被保険者数に含める考え方】(＝一般助成金支給要件照会等の数字)

令和2年1月末被保険者数: 3人  
令和2年2月末被保険者数: 3人  
令和2年3月末被保険者数: 3人  
令和2年4月末被保険者数: 3人(4/30離職者が月末人数に含まれる)  
平均:  $(3+3+3+3) \div 4 = 3$ 人

雇用維持要件:  $3 \times 4/5 = 2.4$ 人 < 判定基礎期間末日(4月末)被保険者数: 3人  
⇒要件を満たす。

Handwritten signature and stamp.

雇用維持要件における月末離職者の取扱いについて

[秋田島の目録]  
従前より雇用指標の確認や、算定書における月末平均被保険者数の算出においては、「事業所台帳異動照会(ヘッダー2)」を用いるよう疑義解答等があり、これは雇用維持要件の計算過程においても同様に取り扱うものと考えます(算定方法①を用いる)。



ないで留意すること。

ただし、この場合の助成金等に係る事務手続きについては、0501 二中「雇用調整実施事業所の事業活動の状況に関する申出書」(様式第1号(2)及び様式第2号(2))以下「事業活動の状況に関する申出書」という。)を「雇用調整実施事業所の事業活動の状況に関する申出書(令和元年台風第15号用)」(様式特第1号)に、0601 a 口及び0602 a イ中の「事業活動の状況に関する申出書」を「令和元年台風第15号用申出書」に読み替えることとする。

ロ 雇用調整要件の特例

令和元年台風第15号に伴う「経済上の理由」により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業所の事業主については、0301 a イ(イ) b の規定は適用しないこととする。

1107 a 令和元年台風第19号等の災害に伴う事業活動の縮小に係る特例(令和元年10月21日施行・12月4日改定)

イ 生産量要件の特例

令和元年台風第19号、第20号及び第21号(以下、「令和元年台風第19号等」という)の災害に伴う「経済上の理由」(その具体的な範囲の考え方については、平成28年9月23日付け府発企0923第1号「平成28年8月16日から9月1日までの間の暴風雨及び豪雨による災害に伴う雇用調整助成金の「経済上の理由」の取り扱いについては、対象以下、同じ)により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業所の事業主については、対象期間の初日が令和元年10月12日から令和2年4月11日までである場合、0301 a イ(イ) a 中「3か月間」とあるのは、「1か月間」とする。

なお、事業所を設置して1年に満たず、生産指標について前年同期と比較できない場合は、0301 a イ(イ) a 中「最近3か月間の月平均値が前年同期に比べ」を「最近1か月間の値が令和元年台風第19号等の前1か月に比べ」に読み替えて支給対象事業主とすることができる。この場合、令和元年台風第19号等より後に事業所を設置した場合は特例の対象とならないで留意すること。

ただし、この場合の助成金等に係る事務手続きについては、0501 二中「雇用調整実施事業所の事業活動の状況に関する申出書」(様式第1号(2)及び様式第2号(2))以下「事業活動の状況に関する申出書」という。)及び0601 a 口及び0602 a イ中の「事業活動の状況に関する申出書」を「雇用調整実施事業所の事業活動の状況に関する申出書(令和元年台風第19号等用)」(様式特第2号)に、読み替えることとする。

ロ 雇用調整要件の特例

令和元年台風第19号等に伴う「経済上の理由」により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業所の事業主については、0301 a イ(イ) b の規定は適用しないこととする。

1108 a 令和元年台風第19号等の災害に伴う事業活動の縮小に係る特例(令和元年10月30日施行・12月4日改定)

イ 支給限度日数の特例

対象期間の初日が令和元年10月12日から令和2年4月11日までである令和元年台風第19号等の影響に伴い事業活動の縮小を余儀なくされた事業主(以下「特例事業主」という。)が実施した休業等の日数は、0403 a の但し書きの規定は適用しないこととし、同但し書きに(令和2年6月12日)

規定される基準助成金の対象期間の開始の日以降の日数に含めないこととする。

ロ 対象被保険者の特例

特例事業上については、0303 a のイの規定は適用しないこととする。なお、対象労働者が被保険者であることの確認は被保険者台帳等で確認することとする。

ハ クーリング期間の特例

特例事業主については、0302 a のロの規定は適用しないこととする。

ニ 助成率の特例

岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県又は静岡県又は静岡県内の区域内に事業所が所在する特例事業主の休業(教育訓練、出向を含まない。)に係る助成率については、0401 a に規定する「2分の1(中小企業にあっては、3分の2)」とあるのは、「3分の2(中小企業にあっては、5分の4)」に読み替えるものとし、対象期間中の休業は本助成率を適用するものとする。

ホ 支給限度日数の引き上げの特例

岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県又は静岡県又は静岡県内の区域内に事業所が所在する特例対象事業主の休業等については、0403 a のイに規定する「100日」とあるのは「300日」に読み替えることとする。

ヘ 事務手続き

「1111 a 令和元年台風第19号等の災害に伴う事業活動の縮小に係る特例(令和元年10月21日施行・12月4日改定)」に係る事務手続きについては、「雇用調整助成金(休業等)支給申請書」(様式第5号(1))中に記載のある「様式第5号(2)」(雇用調整助成金助成額算定書)とあるのは「様式特第3号」(雇用調整助成金助成額算定書(令和元年台風第19号等用))に読み替えて事務処理を行うこととする。

ト 書類の整備等について

雇用調整助成金の支給要件として、支給要領 0302 b 及び 0302 c において、支給手続きのために必要となる関係書類は整備、保管をしなければならないと規定しているところであるが、令和元年台風第19号等の災害に伴い、これが困難である場合には、当該要件は適用しないこととする。

また、これに伴い、支給要領 0501 及び 0701 において、計画届、支給申請書の提出時に添付を求めている書類についても提出が困難である場合には、事業主の確実書(任意様式)により代替しても差し支えない。

ただし、当該取り扱いを行った場合において、書類の提出が可能となった時点で書類の提出を求めることとする。

1109 a 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う事業活動の縮小に係る特例(令和2年2月14日施行・令和2年2月28日改定・令和2年4月10日改定・令和2年4月17日改定・令和2年6月12日改定)

イ 生産量要件の特例

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い事業活動の縮小を余儀なくされた事業主(以下「特例事業主」という。)については、対象期間の初日が令和2年1月24日から令和2年9月30日までである場合、0301 a イ(イ) a 中「3か月間」とあるのは、「1か月間」とする。(令和2年6月12日)